

令和8年 7月1日	第8回歯科技工士の業務の あり方等に関する検討会	資料1
--------------	-----------------------------	-----

歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会  
中間報告（第二次）（案）

令和8年●月●日

## 目次

1	はじめに	2
2	歯科技工士の需給推計等	2
	（1） 歯科技工士の現状	2
	（2） 歯科技工士の需給推計	3
3	歯科技工における論点	5
	（1） 歯科技工の場所について	5
	（2） 歯科技工士の業務範囲について	5
4	おわりに	7
	歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会 構成員・専門委員名簿	8

## 1. はじめに

2040年頃にかけて、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者の増加と生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少が一層見込まれるとともに、18歳人口の減少によって医療関係職種の養成施設の定員充足率が近年低下傾向にあるなど、歯科技工士においても歯科技工士養成施設数及び入学者数は減少し、これにより歯科技工士の確保が困難になることが予想される場所である。そのため、限られた人材で歯科補てつ物等の製作を通じた質の高い歯科医療を提供することが求められる。

また、超高齢社会を迎える現代において、いわゆる「8020」（80歳で20本の歯を残すこと。）を達成する高齢者が平成28年時点において半数を超える一方で、その多くは欠損歯を有している状況にある。そのため、歯科技工技術の高度化及びデジタル化や、歯科技工士を取り巻く状況が大きく変化している中で、今後も継続して質の高い歯科医療を提供していく必要があり、義歯等の歯科補てつ物等が適切に提供可能な体制を構築することが重要である。

また、令和2年3月にとりまとめられた「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」報告書においても、歯科技工士が働きやすい環境づくり、歯科技工の業務のあり方の検討及びその効率化の必要性、歯科技工士の業務範囲拡大による歯科医師とのより密接な連携の可能性等が指摘されているところである。

こうしたことを背景に、本検討会において、歯科技工士の需給推計、歯科技工を行う場所及び歯科技工士の業務に関して具体的な検討を行い、その方向性が示されたことから、今般、中間報告（第二次）をとりとまとめた。

## 2. 歯科技工士の需給推計等

### （1）歯科技工士の現状

- 歯科技工士の免許登録者数は、令和6年時点で125,093人であり、衛生行政報告例によると、令和6年の業務従事者数は、31,733人である。また、免許登録者数に占める業務従事者数の割合（就業割合）は減少傾向であり、令和6年では25.4%である。
- 歯科技工士の年齢構成は、半数以上が50歳以上となっており、近年その割合が増大しており、高齢化が進んでいる。また、年齢階級が上がるにつれて就業率は低下する傾向にある。
- 歯科技工士の主たる従事先は歯科技工所であり、その歯科技工所の7割は、従事する歯科技工士が一人である歯科技工所である。
- なお、歯科技工のデジタル技術に関する活用の現状について、例えばCAD/CAM冠やCAD/CAMインレーの算定回数は、近年増加傾向にあり、令和6年では、小臼歯では約59%、大臼歯では約28%となっている。

## (2) 歯科技工士の需給推計

### ① 供給推計について

- 他職種の推計等を踏まえ、2024年の就業歯科技工士数をベースとして、新規就業者数、就業率などを用いて以下の計算式により、10年後の就業歯科技工士数の供給推計を行った。

10年後の就業歯科技工士数＝以下の①と②の合計で推計する。

- ①直近（2024年）の就業歯科技工士数×継続就業者率（就業場所・性年齢階級別）（※1）
- ②新規参入者の推計値×就業者率（※2）×現役での新規参入者率（※3）

※1 継続就業者率＝コーホート変化率法に基づき、過去3回分の就業者数の変化率（平均値）を算出

※2 就業者率＝就業者数÷免許登録者数（年齢階級別）

※3 新規参入者率＝国家試験合格年度の翌年度に21歳になる者の割合

- その結果、2024年から2034年までの10年間、令和6年と同じ就業率であると仮定した場合、2034年の就業歯科技工士数は約2万7千人になると推計された。仮に20代の就業者率が65%又は70%に向上した場合は、約2万8千人になると推計された。

### ② 需要推計について

- 「将来の歯科医療需要」、「医療需要当たり歯科医師数」及び「歯科医療需要のうち歯科技工需要の割合」を用い、近年と同じ変化率であると仮定した場合の就業歯科技工士数の推計をもとに、今後はデジタル技術を活用した歯科技工の拡大などによる一定の業務の効率化が進むことを前提に、以下の計算式で将来の歯科技工士の需要推計を行った。

将来の歯科技工士の需要推計

＝ 将来の歯科医療需要（推計患者数）（※4）×医療需要当たりの歯科医師数（患者1人当たりの歯科医師数（※5）×歯科医師1人当たりの歯科技工士数（※6）

※4 将来の歯科医療需要（推計患者数）

① 近年の歯科診療所の患者数（年齢階級別）を人口で除して、「歯科診療所患者数／人口」を算出

② ①で算出した「歯科診療所患者数／人口」からその推移（変化率）を算出

③ 将来の人口構成の推移と②で算出した「歯科診療所患者数／人口」の変化率から推計患者数を算出

※5 医療需要当たりの歯科医師数（患者1人当たりの歯科医師数）

歯科診療所の患者数を診療所に従事している歯科医師数で除して算出

※6 歯科医師1人当たりの歯科技工士数（≡歯科医療需要のうち歯科技工需要の割合と仮定）

① 歯科技工の割合（保険診療）：外来患者のうち、保険診療における患者1人あたりの歯科補てつ物等の数を「歯科技工関係の診療行為の算定回数合計／初再診料等の件数」（レセプト1件あたりの歯科技工が必要な項目の算定回数割合）と仮定して算出（社会医療診療行為別統計）

② 歯科技工の割合（自費診療）：保険診療の割合に、1＋自費診療の割合（「自費診療の患者数／患者総数」（患者調査））を乗じる

- その結果、業務効率化の割合が5%効率化された場合には約2万7千人、10%効率化された場合には約2万6千人、20%効率化された場合には約2万3千人が必要になると推計された。

#### <小括>

- 2034年までの就業歯科技工士の供給推計と需要推計では、供給・需要ともに現在より減少し、供給推計と需要推計はほぼ同程度～やや需要が下回ると推計された。なお、供給推計と需要推計の差は、今後の就業率の向上や歯科医療需要の変化、業務効率化の程度により幅があると考えられる。

#### ③ 需給推計を踏まえた検討課題や今後の方向性について

##### <現状及び課題>

- 歯科技工士養成施設においては、近年入学者数が減少しており、直近の10年間で入学者数は半減しているところ、特に地方の養成施設においては、少子高齢化の影響等から学生や教員の確保がより一層厳しくなっていることに加え、歯科技工士のデジタル化等を踏まえた教育を行うために必要な機器等が高額であるために設備投資が困難となるなど、歯科技工士養成施設を継続していくことが難しい現状がある。
- また、人材の観点においては、歯科技工士養成施設を卒業後、ほとんどの歯科技工士は歯科技工所に就職するが、その後早期に離職することが指摘されている。この点、歯科技工士として就業していない者が歯科技工士としての仕事を辞めた理由として、「仕事内容への不安」と「給与・待遇面」が上位を占めており、若い頃に給与・待遇面や仕事の内容等への不安があると、歯科技工士として働き続けることに不安をもち、離職する者が多いと考えられる。また、歯科技工士のなり手として女性の割合が増加していることも踏まえた勤務環境改善を行う必要がある。

##### <解決の方向性>

- 歯科技工士の養成については、生産年齢人口や18歳人口の減少によって医療関係職種の養成施設の定員充足率が近年低下傾向にあり、現在行われている、「医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会」での議論も踏まえ、歯科技工士の養成・確保について対応を行うことが必要である。
- 大規模な歯科技工所に関しては、生産性の向上や職場環境の改善などの取組を積極的に実施していることで就労支援を行っており、就業者率の向上につながることを期待される。また、特に若い歯科技工士を対象とした学び直しやリスキリングの重要性も指摘されたところ、今後、患者に必要な歯科補てつ物等を提供していくためには、リスキリングも含めた就労支援・離職防止がさらに必要となる。

#### <小括>

- 今後も、質の高い歯科補てつ物等が患者に提供されるためには、若年層の離職防止対策や歯科技工士の就労環境の改善等による離職率の改善やデジタル技術の活用をさらに拡大していくための生産性向上の取り組みの推進（歯科技工所の大規模化、歯科技工所間の連携等）、また、患者の状態や歯科医師の要望に応じた細かなニーズへの対応も含め円滑な委託を推進するための仕組みの構築など、さらに検討を進める必要がある。

### 3. 歯科技工における論点

#### (1) 歯科技工の場所について

##### <現状及び課題>

- 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下、「法」という。）第 2 条において、歯科技工所は、「歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所」として定義されている。
- 歯科技工士が歯科技工を行う場所については法第 2 条第 3 項及び構造設備基準（歯科技工士法施行規則第 13 条の 2）を除いては規定がなく、法第 18 条において、歯科医師の指示書によらず歯科技工を行う場合の例外として、「病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行う場合」には可能となるという形で場所の記載がなされているのみである。そのため、現行法においては、歯科技工士が患者の居宅等において歯科技工を行うことは困難であると考えられる。
- 2040 年に向けた在宅歯科医療の必要性が増す中で、在宅歯科医療における診療内容としては補てつ治療が多く行われており、歯科技工の重要性は増している中、特に訪問歯科診療において、例えば義歯の修理等が必要となった場合、修理のために歯科医師が長時間患者の居宅等に滞在したり、義歯を預かることで患者の日常生活に不自由な期間が発生することが考えられる。
- これに対し、歯科医師の訪問診療に歯科技工士が帯同し、患者の居宅等において歯科技工を行うことが可能になれば、効率よく歯科技工を行うことができるとともに、その結果、患者が日常生活を不自由なく過ごせることができ、質の高い歯科医療を提供することにつながると考えられる。

##### <解決の方向性>

- 訪問歯科診療において、歯科技工士が歯科医師に帯同し、患者の居宅等において歯科技工を行うことを可能とする。

#### (2) 歯科技工士の業務範囲について

##### <現状及び課題>

- 令和 2 年 3 月に取りまとめられた「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」報告書において、歯科技工士の業務については、
  - ・ チェアサイド等における歯科医師と歯科技工士の連携を推進する観点から、シェードテイキング等、現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容について整理する
  - ・ 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士の業務範囲（歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。）については、歯科技工士養成過程におけ

る教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う  
旨が記載されている。

- 今後、歯科技工士の高齢化や離職者の増加、歯科養成施設への入学者数の減少などにより、歯科技工士数は減少していく中、限られた人材で歯科補てつ物等の製作を通じて歯科医療を提供することが求められている。これまでの厚生労働科学研究の調査によれば、歯科技工士と歯科医師の連携により、患者満足度が向上することが示唆されている。
- 例えば、義歯の場合、口腔内での排列状況の確認や口唇との調和の確認などは口腔内で行った方が効率的であり、質の高い義歯の製作につながるという意見があった。また、義歯の咬合状態や適合状態を観察する場合、義歯の着脱等で口腔を触ることになるが、当該行為を歯科医師が都度行い、歯科技工士が確認するなどということは、歯科医師・歯科技工士双方にとって非効率であるという意見があった。
- そのため、歯科技工士の業務範囲を拡大し、より効率的な歯科診療を実現する必要性が生じている。

#### <解決の方向性>

- 歯科技工士がより質の高い歯科補てつ物等の製作を行うためには、患者の口腔内の状態を歯科技工士自らが確認できることが重要となる。歯科技工士が患者の口腔内を理解することができれば、迅速な歯科技工への着手が可能であり、また指示書のみでは認識し難い点などを含めて理解した上での歯科補てつ物等の製作が可能となり、歯科補てつ物等の質の向上及び業務の効率化に資する。
- 他方で、侵襲性の高い行為については、患者へのリスクの観点から歯科技工士において実施されるべきではないと考えられる。
- 上記の観点を踏まえると、例えば、口腔内での歯科補てつ物等の着脱や口腔外での調整、口腔内の計測や歯科補てつ物等を含めた口腔の可動域や弾性の確認などを歯科技工士が歯科医師の指示のもと行うことが考えられる。
- そのため、現在、歯科技工士が行うことのできない行為のうち、歯科技工士が行うことでより質の高い歯科補てつ物等の製作、ひいては質の高い歯科医療の提供につながると思われる歯科技工に必要な歯科診療行為の一部の行為について、歯科技工士に業として、歯科医師の指示のもとで行わせることが適当であると考えられるものについては、必要な法律上の見直しを含めた検討を行う。
- なお、歯科技工士が歯科診療行為の一部を行うためには、患者とのコミュニケーションが必須となることに加え、院内感染対策をはじめとした医療安全等に留意する必要がある。このため、卒前教育の充実や、既資格者の場合には一定の研修が必要

であり、これらの研修制度等についても検討が必要である。

#### 4. おわりに

- 超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸に向けて歯・口腔の健康の重要性が指摘されており、質の高い歯科医療を提供するために、義歯等の歯科補てつ物等の製作を担う歯科技工士と歯科医師の密接な連携が求められている。
  
- 今後、これらが適切に実施されるよう関係法令等の整備を行うとともに、歯科医師と歯科技工士の連携による歯科医療の提供体制の更なる構築に向け、引き続き、歯科技工士の業務のあり方について、必要な教育内容等も含め、検討することが必要である。

## 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会 構成員・専門委員名簿

氏名	所属
あかがわ やすまさ ○赤川 安正	昭和大学 客員教授
いけだ まさおみ 池田 正臣	全国歯科技工士教育協議会 会長
おおくぼ ちかひろ 大久保 力廣	公益社団法人日本補綴歯科学会 理事長
おばた まこと 小畑 真	弁護士法人小畑法律事務所 代表弁護士
くが まこと 陸 誠	株式会社コアデンタルラボ横浜 代表取締役社長
しらい まさひろ 白井 政博	株式会社 ZAM 代表取締役
すえ せ かずひこ 末瀬 一彦	公益社団法人日本歯科医師会
てらしま たみこ 寺島 多実子	公益社団法人日本歯科医師会
はまだ えみ 濱田 英美	医療法人 Yumi Dental Office
もりの たかし 森野 隆	公益社団法人日本歯科技工士会 会長
やなぎさわ ともひと 柳澤 智仁	東京都西多摩保健所 歯科保健担当課長

### 専門委員

おおしま かつお 大島 克郎	日本歯科大学東京短期大学副学長・日本歯科大学教授
かさい たかのり 笠井 孝紀	医療法人社団笑幸会 スマイル歯科
のさき かずのり 野崎 一徳	大阪大学歯学部附属病院 医療情報室 室長
まつい てつや 松井 哲也	(株)ハーテック・デンタルサービス

(第5～●回)

○：座長

(オブザーバー) 文部科学省高等教育局医学教育課